平成１７年（フ）第１７０３号
熊本県八代市新港町２丁目２番地４
破産者　株式会社朝日セラテック
1　決定年月日　平成22年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２０年（フ）第２９８号
北海道旭川市新富２条２丁目３番19号
破産者　三栄産業株式会社
1　決定年月日　平成22年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５４６号
北海道旭川市豊岡11条10丁目５番地
破産者　有限会社アブプロジェクト
1　決定年月日　平成22年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
旭川地方裁判所民事部

平成２０年（フ）第１２１号
福島県会津若松市門田町大字中野字大道東７番地１
破産者　有限会社石山産業
1　決定年月日　平成22年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２２年（フ）第１００号
東京都西東京市東町３丁目９番４号東町ハイツ301号
破産者　有限会社アビックス
1　決定年月日　平成22年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第２０号
相模原市中央区南橋本２丁目６番６―702
破産者　有限会社優美
1　決定年月日　平成22年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２０年（フ）第２４４号
新潟県胎内市北本町５番21号
破産者　株式会社魚苑
1　決定年月日　平成22年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所新発田支部

平成２１年（フ）第９０号
三重県多気郡明和町大字山大淀字中島3245番地
破産者　ティエスケイジャパン有限会社
1　決定年月日　平成22年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所松阪支部

平成２１年（フ）第９１号
三重県多気郡明和町大字山大淀1173番地
破産者　高山　　齊
1　決定年月日　平成22年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所松阪支部

平成２１年（フ）第５７１号
大津市穴太１丁目４番３号205、住民票上住所大津市千野１丁目７番38号
破産者　歯黒　要次（開始決定時の姓上田）
1　決定年月日　平成22年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４７号
大津市仰木の里７丁目24番16号
破産者　株式会社ワイケー
1　決定年月日　平成22年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

平成１８年（フ）第５８号
長崎県南島原市口之津町甲1160番地
破産者　三宅　康治
1　決定年月日　平成22年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成１８年（フ）第５９号
長崎県南島原市口之津町甲1160番地
破産者　有限会社嶋本屋水産
1　決定年月日　平成22年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２１年（フ）第６１４号
大分市花江川１番19号
破産者　有限会社大分首藤自動車
1　決定年月日　平成22年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２１年（フ）第１１９号
北海道網走郡美幌町字美富56番地の31
破産者　藤井登喜雄
1　決定年月日　平成22年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２２年（フ）第８３号
岩手県紫波郡矢巾町大字南矢幅第５地割102番地21
破産者　中川　里美
1　決定年月日　平成22年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第９１号
盛岡市東山１丁目32番24号、旧住所盛岡市つつじが丘15番27号
破産者　甲木　茂也
1　決定年月日　平成22年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第７１号
岩手県釜石市甲子町15―86―５　ウェルライフガーデンかまいし
破産者　瀬浪　秀啓
1　決定年月日　平成22年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

平成２１年（フ）第１６４０号
仙台市宮城野区岩切字洞ノ口東27番地の11
破産者　高橋　孝雄
1　決定年月日　平成22年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１６７４号
仙台市太白区郡山６丁目１番７号　ロフティー郡山105、開始決定時の住所仙台市太白区西多賀５丁目13番15号　石澤方
破産者　齋藤　千耳
1　決定年月日　平成22年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係